

一般社団法人大島観光協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 一般社団法人大島観光協会
- (2) 監査対象局 産業労働局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

一般社団法人大島観光協会（以下「協会」という。）は、昭和8年8月に社団法人の設立認可を受けた団体であり、平成24年12月に社団法人から一般社団法人に移行した団体で、その設立目的は伊豆大島の優れた観光資源を生かし、観光客の誘致を行い、観光事業の振興を促進し、地域経済の発展及び地域文化の向上に寄与することとしており、主として次の事業を行っている。

- ア 観光関係者の資質の向上のための指導育成事業
- イ 観光資源の保護開発事業
- ウ 伊豆大島の紹介と宣伝及び観光物産の宣伝並びに旅客誘致
- エ 観光関係印刷物の刊行及び配布
- オ 観光に関する調査並びに研究
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 組織

団体の組織は表1のとおりである。

(表1) 団体の所在地、会員数及び役職員等（平成28. 3. 31現在）（単位：人）

| 団体名 | 所在地 | 会員数 | 役員 | | | | |
|--------|--------------|-----|----|-----|----|----|----|
| | | | 会長 | 副会長 | 理事 | 監事 | 職員 |
| 大島観光協会 | 大島町元町1丁目1番3号 | 251 | 1 | 4 | 20 | 2 | 4 |

3 都との関係

都は、一般社団法人大島観光協会に対し、平成25年10月に発生した台風26号による土砂災害（激甚災害）からの復興を目的として、平成26年7月19日より、伊豆大島観光復興支援事業実施に係る協定に基づき、島への旅行者誘致を促進する「伊豆大島観光復興支援事業」の実施に必要な負担金交付の財政援助を行っている。

負担金の交付状況については、表2のとおりである。

(表2) 負担金の交付状況

(単位：円)

| 年 度 | 負 担 金 | |
|--------|--------------|-------------|
| | 負担金対象事業 | 金 額 |
| 平成26年度 | 伊豆大島観光復興支援事業 | 196,986,239 |
| 平成27年度 | 伊豆大島観光復興支援事業 | 247,678,729 |

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成26年度及び平成27年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局

平成28年5月9日

(2) 一般社団法人大島観光協会

平成28年5月12日

第4 監査の結果

一般社団法人大島観光協会が行っている表3の負担金対象事業について、申請書、決定通知書、実績報告書及び証ひょう等により、負担金に係る会計経理等は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、負担金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

(表3) 負担金対象事業等の事業実績

(単位：千円)

| 区分 | 所管局 | 名 称 | 交付実績・泊数 | | 対象事業等の内容 |
|-----|-------|--------------|-----------------------|-----------------------|--|
| | | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | |
| 負担金 | 産業労働局 | 伊豆大島観光復興支援事業 | 196,986 (62,575 泊) | 247,678 (79,227 泊) | (助成費) 島外に在住する旅行者の協力宿泊施設での宿泊について、1人1泊3,000円。 1回の旅行について、2泊まで。 (人件費) 給与・報酬等、事業遂行に必要な人件費 (事務費) 宿泊割引券の作成等に必要な需用費、役務費等 |